

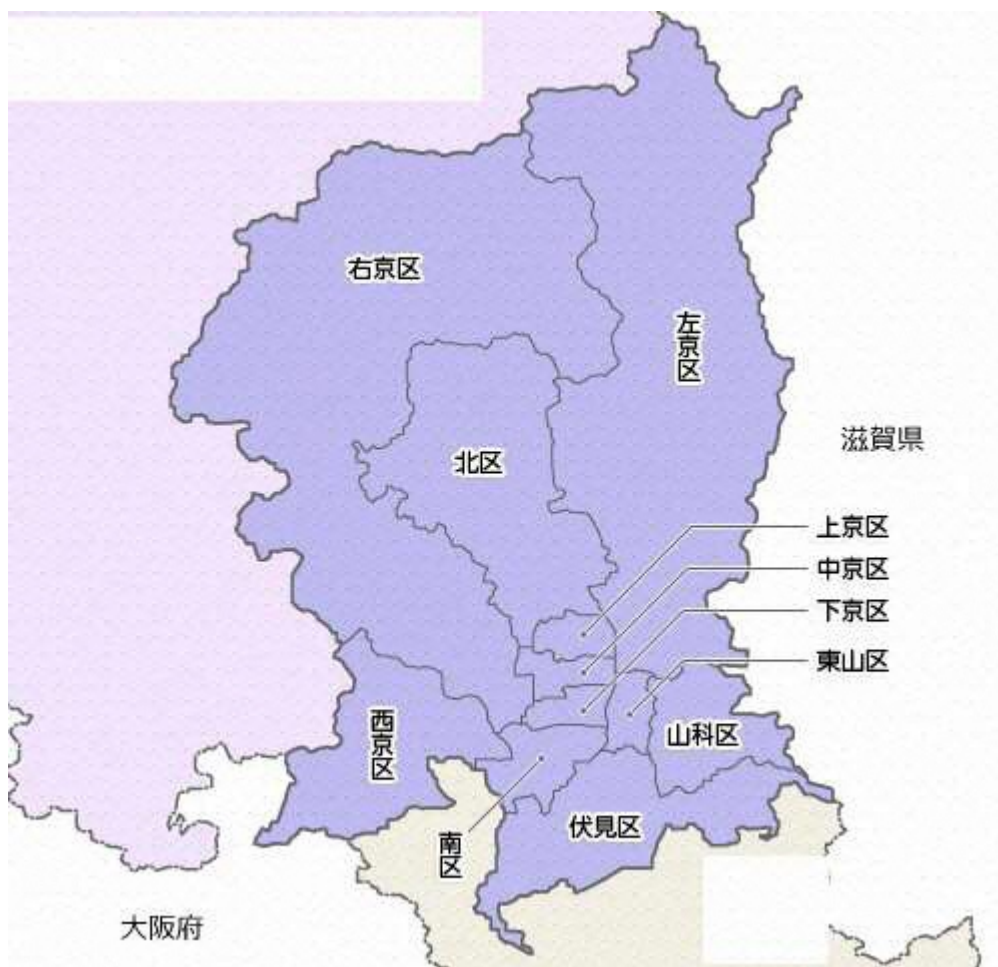
第2期京都府京都市地域未来投資促進基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

促進する区域は、令和5年9月1日現在における京都府京都市の行政区画とする。面積は、82,783ヘクタールである。本区域には、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落及び生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地及び国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域は存在しない。



(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件】

京都市は京都府の南部に位置し、同府の府庁所在地である。北、東、西を山に囲まれた盆地で、東側に鴨川、西側に桂川と2つの大きな川が流れている。

【インフラの整備状況】

JR（東海道本線、山陰本線、奈良線）、東海道新幹線、近畿日本鉄道、京阪電気鉄道、阪急電鉄、京福電気鉄道、京都市交通局高速鉄道や各社バス、タクシー等の公共交通機関を豊富に有しているほか、西部に京都縦貫自動車道、南部に中央自動車道西宮線等が整備され、市内外への交通が至便である。さらに、関西国際空港まで特急電車で約75分と近く、国内外へのアクセスも容易である。

【産業構造】

令和3年経済センサスー活動調査によると、京都市は、8万以上の事業所を有し、産業構成としては、第2次産業が2割弱、第3次産業が8割を超えている。事業所数では、卸売業、小売業が約24%、宿泊業、飲食サービス業が約14%と高い割合を示している。また、食料品製造業においては、事業所数570箇所（特別区を除く市町村順位2位）、従業者数10,484人（特別区を除く市町村順位8位）となっている。

特に、環境・エネルギー分野やライフサイエンス分野をはじめとする産業分野で独自の強みを発揮して国内外の市場で高いシェアを誇る研究開発型企業や、これらの技術革新からICT関連の新製品を生み出したICT関連企業が数多く立地している。

また本市は、千年以上にわたって日本の首都であり続けた歴史を有するとともに、文学、狂言、歌舞伎などの文化を生み出してきた土壌を有し、現在でも映画撮影所をはじめとするコンテンツ産業が集積するまちであり、年間5,000万を超える人が訪れる観光のまちでもある。

さらに、伝統行事の運営から門掃きまで幅広い市民主体の地域活動が活発に行われていることが基盤となり、ソーシャルビジネスに取り組む人材が京町家をはじめとする歴史的な景観を守りながら事業を展開するなど、まちづくり分野での事業展開も活発に進められている。

また、京都市は、サッカー、バスケット、卓球のプロチームのホームタウンであるとともに、全国女子駅伝をはじめとするスポーツイベントが開催されるスポーツ都市でもある。

【人口動態】

京都市の人口は、昭和61年をピークに、平成6年まで減少に転じていたが、平成7年から増加傾向に転じ、令和元年までおおむね146万人から147万人で推移している。令和2年の国勢調査の結果、本市人口は1,463,723人となり、平成27年の1,475,183人から11,460人減少した。

社会動態の状況を見ると、平成23年以降は転入超過の状況にあったが、令和2年は、約3千人の転出超過であった。自然動態は、少子高齢化により減少傾向にある。世代別の動向

では、20～24歳の「就職期」の東京等への転出や、25～39歳の「結婚・子育て期」の転出が顕著であり、少子化傾向が今後も続くと思込まれることから、人口減少局面に入っている。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」によると、今後の本市人口は、2045年には129万7千人まで減少すると推計されている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（1）目指すべき地域の将来像の概略

前述のとおり、本区域は、鉄道をはじめとする公共交通機関を豊富に有しているほか、西部に京都縦貫自動車道、南部に中央自動車道西宮線等が整備され、市内外への交通が至便である。また、令和3年経済センサスー活動調査によると、8万以上の事業所を有し、産業構成としては、第2次産業が2割弱、第3次産業が8割を超えている。事業所数では、卸売業、小売業が約24%、宿泊業、飲食サービス業が約14%と高い割合を示しているほか、「5地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」にも記載のとおり、製造品出荷額等が2兆1,428億9,200万円（特別区を除く市町村順位14位）である全国有数の「ものづくり都市」であり、環境・エネルギー分野やライフサイエンス分野をはじめとする研究開発型企業や、ICT関連企業も数多く立地している。さらには、国宝の約19%、重要文化財の約14%が集積していることをはじめ、様々な観光資源を有している。

こうした中、令和3年8月に「行財政改革計画」を策定し、「新たな価値」を創造するため、「5つの都市デザイン」として、「若い世代に選ばれる千年都市」「文化と経済の好循環を創出する都市」、「持続可能性を追求する環境・グローバル都市」、「「知」が集うオープン・イノベーション都市」、「伝統と先端が融合するデジタル創造都市」を掲げている。さらに、具体的な取組を推進するため、「チャレンジ」として項目を立て、企画・実施することで、従来の発想にとらわれない異次元の取組を進めていくこととしている。また、新規性が高く、分野横断的で多様な効果が期待できる「チャレンジ」を「リーディング・チャレンジ」と位置づけ、2025年の大阪・関西万博も見据えて、

- ・ 京都の求心力を受け止める空間を創出し、創造的なまちづくりを進める「京都の求心力を受け止める空間づくりプロジェクト」
- ・ 観光が文化や文化財の維持・継承に活かされ、同時にそのことが観光客の満足度や消費額の向上にもつながる好循環を創出する「「持続可能な京都観光」推進プロジェクト」
- ・ 国内外のESG投融資を呼び込み、SDGsに寄与する新たなビジネスを成長産業として支援する「ESG投融資を呼び込むプロジェクト」
- ・ 産業界の動向や企業立地ニーズの把握・分析・研究を行い、ターゲットを意識した企業誘致を展開する「京都市の特性・強みを活かした、公民連携による企業誘致プロジェクト」
- ・ デジタル空間においても、京都の魅力的なコンテンツを活かし、国内外の人を誘引する

ため、デジタル技術を活用した新たな仕組みを創出する「京都デジタル文化・経済圏創出プロジェクト」

等を展開している。

また、令和3年3月に策定した「京都観光振興計画2025」では、京都観光が目指す姿として「市民の暮らしの豊かさの向上、地域や社会の課題解決、SDGsの達成に貢献し、感染症や災害などの様々な危機や環境問題に対応していく持続可能な観光」を掲げ、観光の力により地域経済の活性化を図るとともに、観光事業従事者の意欲・満足度の向上や能力開発等の支援、観光事業者の生産性向上・競争力強化や観光分野における起業、新たな事業創出等の支援による観光関連ビジネスの活性化を図ることとしている。

さらに、プロスポーツチーム「京都サンガF.C.」（Jリーグ）、「京都ハンナリーズ」（Bリーグ）、「京都カグヤライズ」（Tリーグ）、「KYOTO. BB. EXE」「ZIGExN UPDATERS. EXE」（3×3バスケット）のホームタウンであることや都道府県対抗女子駅伝、京都マラソン等が開催されていることに加え、令和9年の「ワールドマスターズゲームズ2027 関西」等の大規模スポーツイベントの開催を控えており、これを機にスポーツによる付加価値創出の取組を強化していく。

これらを経済界・企業、大学、産業支援機関等と連携して施策を推進することで、京都経済の活性化と質の高い雇用の確保に取り組み、市民所得の向上により、豊かな市民生活を実現させるといふ経済の好循環を目指している。

（2）経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	804百万円	2,784百万円	246%

（算定根拠）

第2期計画期間において、1件当たりの平均6,600万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を30件創出することにより、促進区域で1,980百万円の付加価値の創出を目指すこととし、計画終了後、第1期と通算して2,784百万円の付加価値を創出する。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	18	48	167%
地域経済牽引事業の平均付加価値額	4,727万円	5,898万円	25%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が5,421万円（京都府の1事業所当たり平均付加価値額（令和3年経済センサスー活動調査）を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①地域経済牽引事業を行うことにより促進区域内に所在する事業者の売上が、開始年度比で2%増加すること。
- ②地域経済牽引事業を行うことにより促進区域内に所在する事業者の雇用者数が、開始年度比で3%増加すること。
- ③地域経済牽引事業を行うことにより促進区域内に所在する事業者の雇用者報酬が、開始年度比で5%増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

重点促進区域は、向島国道1号周辺の以下の区域（約43ヘクタール）とする。

- ・向島下五反田、向島上五反田、向島柳島、向島大黒、向島新大河原

（概況及び公共施設等の整備状況）

本区域は、市域の南部に位置し、国道1号及び第二京阪道路が区域の中央を縦断しており、第二京阪道路巨椋池ICに近接するとともに、京滋バイパスの久御山ICや巨椋ICにも10分以内でアクセスが可能な、交通インフラの充実した区域である。

また、本区域に近接している市街化区域において、グローバルに活躍する企業が立地しており、市内最大の産業集積エリアであるらくなん進都とのアクセスにも優れている。

このような、国道1号や、第二京阪道路等が持つ交通・物流環境に恵まれた特性を活か

し、近接するらくなん進都との相乗効果を発揮させるためには、本区域において地域経済牽引事業を促進することが適当であるため、重点促進区域に設定する。

また、本区域は全域が農業振興地域外であるが甲種農地（約 40 ヘクタール）及び市街化調整区域であることから、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。本区域は全域が市街化調整区域であるが、都市計画法の枠組み（地区計画制度）を活用して開発を行う予定であり、本制度による土地利用調整は行わない。

なお、本区域には、シギ・チドリ類渡来湿地及び国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。この他、環境保全上重要な地域は存在しない。

（関連計画における記載等）

①京都市基本計画

産業構造の強靱化に向けた企業の事業環境の整備を掲げ、企業立地促進施策の充実や事業用地の創出によって、新たな産業集積を生み出す事業環境を整備し、市内企業の事業拡大や新たな企業の誘致を促進することで、産業の重層性をさらに高め、リスクに強い産業構造への進化を図ることとしている。

②京都市都市計画マスタープラン

市街化調整区域について、無秩序な開発を防止することを前提に、既存集落をはじめとする地域の定住人口の確保や、産業用地を維持し、創出するなど、地域の将来像の実現にふさわしい土地利用の誘導を図ることとしている。

(重点促進区域図)



(2) 区域設定の理由

京都市内の工業・工業専用地域においては、相当数の企業が立地し集積が進んでおり、残存している用地は、中小規模の産業用地として活用は可能なものの、一定規模のまとまった産業用地を確保することが困難な状況である。そのため、産業用地周辺の農地との調和を図ることを前提に、産業用地の確保が必要である。

本区域は、国道1号及び第二京阪道路が区域の中央を縦断しており、第二京阪道路巨椋池ICから約1kmと近接するとともに、京滋バイパスの久御山ICや巨椋ICにも約2kmから3kmと近接しており、アクセスが容易であることから、広域道路交通網の結節点となっている。

また、本区域に近接している市街化区域において、グローバルに活躍する企業が立地しており、市内最大の産業集積エリアである、らくなん進都とのアクセスにも優れていることから、本区域を重点促進区域に設定し、地域経済牽引事業を促進することで、近隣エリアとの相乗効果を発揮させるのに適した区域である。

なお、区域内には、産業用途に活用できる遊休地等は存在していない。

以上のことから、本区域を重点促進区域に設定する。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①京都市の伝統産業・先端産業等の製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ②京都市の ICT 関連の産業集積を活用したデジタル・DX 分野
- ③京都市の 1200 年を超える歴史に育まれた多様な文化等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化分野
- ④京都市のグリーン産業の産業集積を活用した環境・エネルギー分野
- ⑤京都市の医療・健康関連等の産業集積を活用したヘルスケア・ライフサイエンス分野
- ⑥京都市のコンテンツ関連の産業集積を活用したコンテンツ産業分野
- ⑦京都市のソーシャルビジネスに取り組む人材を活用したまちづくり分野
- ⑧京都市の飲料食品製造業の産業集積を活用した飲食料品分野
- ⑨京都市の高速道路網等の交通インフラを活用した物流関連分野

(2) 選定の理由

- ①京都市の伝統産業・先端産業等の製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野

京都市の伝統産業・先端産業等の製造業は、令和 3 年経済センサスー活動調査によると、事業所数 2,040 箇所（特別区を除く市町村順位 4 位）、従業者数 61,518 人（特別区を除く市町村順位 7 位）、製造品出荷額等 2 兆 1,428 億 9,200 万円（特別区を除く市町村順位 14 位）の実績があり、全国有数の「ものづくり都市」である。

京都市は、平安時代の朝廷による政治・儀式に必要な用具等を生産した宮廷工業にその技術ルーツがある伝統産業があり、「みやびの文化」とともに発展を重ね、西陣織、京友禅、京焼・清水焼をはじめとする 74 品目もの伝統産業製品が存在するなど、世界を代表する「伝統産業の総合産地」としての特性を有している。加えて、伝統産業における技術開発や製品改良から新たなイノベーションを生み出し、例えば清水焼の焼成技術がセラミックコンデンサーにつながるなど、伝統産業を「先端産業」へと発展させてきた歴史がある。

こうして発展を遂げた企業をはじめ、世界的な先端技術を有する企業として、京都市には、オムロン(株)、京セラ(株)、(株)ジーエス・ユアサコーポレーション、(株)島津製作所、(株)S C R E E Nホールディングス、宝ホールディングス(株)、ニデック(株)、任天堂(株)、(株)堀場製作所、ローム(株)、(株)ワコールホールディングス（50 音順）などのグローバルに活躍する企業が本社、開発拠点を持ち、集積している。

また、京都市は、ノーベル賞受賞者を多数輩出してきた「大学のまち」であり、国立大学法人京都大学をはじめとした、36 もの大学・短期大学による多彩で高度な研究成果を誇る大学・研究機関が豊富に存在しているとともに、京大桂ベンチャープラザ（北館・南館）やクリエイション・コア京都御車、京都市成長産業創造センターなど、産学公連携を背景にしたインキュベーション施設や、地方独立行政法人京都市産業技術研究所及び公益財団法人

京都高度技術研究所などの産学公連携等において、豊富な実績を有する産業支援機関も存在している。

平成 31 年には、官民連携により中小企業の人材育成を行う人づくりの総合的な支援を行うため「京都経済センター」を建設・整備し、経済団体・中小企業団体・産業支援機関等の集積を図るとともに、中小企業の育成や、産学公連携の促進、海外への販路開拓等の支援をワンストップで行い、域内の企業が抱える課題に対処している。さらに、起業にチャレンジする学生や若者、イノベーター等が常に集まり交流する場としての機能も持ち、異業種の担い手の交流による 6 次産業創業支援など、次代の産業の担い手の総合的な育成も行っている。上記の支援を行うことで、能力の高い人材が域内に供給され、新たな事業を行う企業や起業が増加し、雇用の増加や取引を行う企業の売上増加が見込まれるため、成長ものづくり産業の付加価値向上につながる。

京都市において、これらの企業集積、大学・研究機関、インキュベーション施設及び産業支援機関等は、成長ものづくり分野における地域経済牽引事業を創出・促進していくための不可欠な基盤であるとともに、本市が活かしていくべき特性である。令和 3 年 8 月に策定した「行財政改革計画」に基づき、これらの機関等と連携しながら、企業立地促進やベンチャー・中小企業の育成・発展支援に取り組み、ものづくり産業の高付加価値化を図っている。

企業立地促進については、市内で本社機能を有する事業所や工場を新增設する、製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業の企業に対し、対象事業に係る固定資産税（土地に係るものを除く）及び都市計画税相当額を補助する「本社・工場等新增設等支援制度」などにより、これまで 223 件の事業を補助対象に指定し、市内での事業拡大の支援を行っている。また、令和 4 年度には「市内進出支援制度」及び「お試し立地支援制度」を新たに創設する等、市外企業誘致の促進にも取り組んでいる。

令和 5 年度には、京都駅南エリアとらくなん進都鴨川以北エリアを「オフィス・ラボ誘導エリア」に設定し、都市計画の見直し等による規制緩和と補助金制度の大幅な強化等により、京都でのビジネス展開を支援する京都駅南オフィス・ラボ誘導プロジェクト「京都サウスベクトル」を始動し、更なる企業立地促進に取り組んでいる。

さらに、京都市では、次代の京都市経済を担う企業の発掘・育成等を図る認定制度を設けるとともに、認定企業に対して、事業プランの実現や課題解決に向けた支援を行うことで、企業育成に繋げている。

【認定企業数】

京都市ベンチャー企業目利き委員会 A ランク認定（全 157 社）、オスカー認定（全 228 社）、「知恵創出“目の輝き”」企業認定（全 43 社）、これからの 1000 年を紡ぐ企業認定（全 34 社）

京都府全域では、例えば、社会課題の解決に寄与する新たなビジネス創出に取り組む産産・産学連携グループの形成から、製品等の試作・研究開発、実用化に向けた市場開拓、生産設備投資等の一貫支援（令和 5 年度：「産学公の森」推進事業、434,800 千円）や複数の

企業が経営資源の共有化等による連携を図ることで、持続性の高い産業構造を構築するため、企業間連携グループの形成から連携ビジネスの実践に至るまでの取組を一貫支援（令和5年度：共創型ものづくり等支援事業、140,000千円）等を行っている。また、「京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例」及び「京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例」に基づき、税の特例措置や「雇用のための企業立地促進融資制度」による低利融資制度と併せて、企業等の誘致を促進し、雇用の安定・創出と地域の特性を活かした産業の集積を図っている。

成長ものづくり分野での地域経済牽引事業を促進することにより、京都市の多様な分野における企業間取引の創出及び拡大につなげ、分野を越えた波及効果を生み出し、日本企業の高い技術力や良質な商品・サービスを求める海外諸国などの域外需要獲得につなげていく。

②京都市の ICT 関連の産業集積を活用したデジタル・DX 分野

京都市は、付加価値の高いものづくりを追求することで、技術や技能、感性を磨き上げ、清水焼の焼成技術がセラミックコンデンサーにつながるなど、伝統産業を先端産業へ発展させてきた歴史がある。これらの技術革新が、電子機器・通信を含めた ICT 関連での新製品・新サービスを生み出すなど、ICT 関連産業を育て、成長させてきた。令和3年経済センサスー活動調査によると、京都市のサービス関連業のうち情報通信業においては、事業所数964箇所（特別区を除く市町村順位7位）、従業者数17,529人（特別区を除く市町村順位9位）の実績がある。

また、京都市には、京都府情報産業協会（会員58社）や京都コンピューターシステム事業協同組合（会員40社）をはじめとした、ICT 関連企業同士の連携を強化する団体が存在するとともに、ICT を活用した地域住民等への新製品・新サービスを提供してきた公益財団法人京都高度技術研究所をはじめとする産業支援機関が存在している。

これらの団体、支援機関及び行政が連携して、市内企業に対しデジタル化・DX の推進に係る各種施策を進めている。

さらに、京都市には、国立大学法人京都大学をはじめとした、多様で高度な研究成果を誇る大学・研究機関が豊富に立地している。

京都市にとって、これらの団体、大学・研究機関及び産業支援機関等は、あらゆる分野でデジタル技術が有効に活用され、地域経済牽引事業のデジタル化やDXが進み、事業者の生産性向上や新事業展開を図るために不可欠な基盤である。令和3年8月に策定した「行財政改革計画」に基づき、これらの機関等と連携しながら、ICT を活用した新産業創出等に取り組んでいる。

地域の実情に応じてあらゆる分野でデジタル技術が有効に活用され、地域経済牽引事業を促進することにより、事業者の生産性向上やあらゆる分野での新事業展開、伝統産業における技術伝承支援、ECサイトの構築により、インターネット上でも商売が成立するなど、京

都市の多様な分野における企業間取引の創出及び拡大につなげ、分野を越えた波及効果を生み出し、日本企業の高い技術力や良質な商品・サービスを求める海外諸国などの域外需要獲得につなげていく。

③京都市の1200年を超える歴史に育まれた多様な文化等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化分野

京都市には、悠久の歴史に育まれた寺社等の建築物、文学・芸能・茶道・華道等の芸道、会席料理等の食に代表される文化やプロスポーツ、駅伝・マラソンをはじめとするスポーツ大会など様々な観光資源がある。

千年以上にわたって日本の首都であり続けた京都は、人・モノ・情報が集中する場であった。同時に、国内外との交流を通じて多様な文化を受け入れながら、伝統の上に革新を重ね、絶えず新たな文化芸術を生み出してきたまちでもある。

令和5年3月に、文化庁が京都に全面的に移転した。平成28年3月に京都への移転が決定して以降、京都市では、文化芸術資源を活かした地方創生のモデルとなる取組を発信していくため、産業・観光、福祉、まちづくり等の様々な分野との連携を強化した施策を推進している。

建築物としては、世界遺産「古都京都の文化財」を構成する17件の寺社城のうち14件が所在するほか、国指定文化財については、全国比で、国宝の約19%、重要文化財の約14%を占め、国指定、市指定等を合わせると文化財は実に3,000件を超えるなど、日本の文化遺産が集積している都市である。

同時に、美しい自然に恵まれた山紫水明のまち京都は、人々の情緒豊かな感性を育み、文学や芸能、茶道や華道、食等の文化を開花させ、茶室の床柱として付加価値の高い北山杉の生産や九条ねぎ、賀茂茄子といったブランド価値を高めた京野菜の生産等、多くの産業を発展させてきた。こうした文化は、祇園祭をはじめ、葵祭、時代祭の京都三大祭りをはじめとする様々な伝統行事によって、衣装や道具など目に見える形で表されている。

さらに、寺社で行われる伝統行事のほか、地蔵盆のように地域の担い手により連綿と継承されている暮らしの文化も数多く存在する。

こうした豊富な文化資源を有することなどもあり、京都市への年間観光客数は、平成20年に初めて5,000万人を突破し、平成25年以降は7年連続で5,000万人を超えている。北米の人気旅行雑誌「トラベルアンドレジャー誌」の読者アンケートにおいて2年連続で世界1位に選ばれた効果もあり、外国人宿泊客数は、平成27年に300万人を突破した。また、観光消費額は令和元年には1兆2,367億円となっている。

また、公益財団法人京都市文化交流コンベンションビューローが中心となり、国際会議を積極的に誘致し、平成28年には開催件数58件となり、国内2位、世界順位44位となっている。

さらに、令和元年には、国際博物館会議 (ICOM) の3年に1度の世界大会が日本で初めて、京都で開催され、ICOM 京都大会2019京都推進委員会を中心に、大会受入体制の整備、大会及び府内博物館等のPRを実施した。加えて、令和3年には、「第14回国連犯罪防止刑事司法会議」が開催される等、高い経済波及効果が見込まれる国際会議の誘致が続いている。

国内各都市国際会議開催ランキング

都市名	2016年			2015年		
	国内順位	開催件数	世界順位	国内順位	開催件数	世界順位
東京	1	95	21	1	80	28
京都	2	58	44	2	45	57
大阪	3	25	100	4	23	115
福岡	4	23	111	3	30	85
横浜	5	21	120	5	22	117
神戸				8	13	191
札幌	7	17	152	6	18	139
名古屋	8	16	160	7	14	182
仙台	9	13	203	10	9	254
広島	10	9	279	-	-	-

出典:ICCA 統計

こうした中、観光の質、満足度を高めるために、令和3年3月に策定した「京都観光振興計画2025」に基づき、安心安全で地域と調和した宿泊観光の向上に向けた取組を推進している。

観光産業は宿泊業、飲食サービス業、運輸業、旅行業等を中心に、農林業、伝統産業、製造業など幅広い産業に関連する非常に裾野の広い総合産業である。伝統ある京都の魅力を活かした観光振興、さらにはMICE誘致やスポーツ・文化等を活かした新たな視点での観光による交流人口の増加を図っていく。

また、京都市をホームタウンとするプロスポーツチームとして「京都サンガF.C.」(Jリーグ)、「京都ハンナリーズ」(Bリーグ)、「京都カグヤライズ」(Tリーグ)、「KYOTO. BB. EXE」「ZIGExN UPDATERS. EXE」(3×3バスケット)のチームがあり、プロの迫力を間近で体感する「スポーツの魅力」を感じることができる都市でもある。

東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、日本各地での文化・芸術による地域活性化が図られており、京都市は積極的に参加し、京都府や京都商工会議所等と実行委員会を結成し、「京都文化力プロジェクト」において京都から文化・芸術を世界に発信してきた。

さらに、令和9年には国際的な生涯スポーツの祭典である「ワールドマスターズゲームズ2027関西」が関西一円で開催され、京都市では大会のオープニングを飾る開会式と陸上競技(トラック&フィールド)、バドミントン、スカッシュ、空手道の4競技を実施し、世界中から入浴する多くの参加者に京都市の魅力を発信する絶好の機会となる。

こうした世界の人々に注目される機会に恵まれたタイミングで、観光・スポーツ・文化分野における地域経済牽引事業の促進を図ることは、京都市域の人々が国内だけでなく世界の人々と文化的に交わり、市民生活の中で受け継がれていた文化にさらに磨きがかかる機会になるとともに、新たな価値・新たな文化の創出につながり、文化によって経済を活性化

させることができる。

④京都市のグリーン産業の産業集積を活用した環境・エネルギー分野

京都市では、再生可能エネルギーや次世代デバイス等に取り組むグリーン産業（経済活動から生み出される成果により、良い環境影響を導き出すこと、あるいは環境影響に悪い要因を取り除くことを実現する産業）関連企業が集積している。令和3年経済センサスー活動調査によると、京都市の製造業のうち、電子部品・デバイス・電子回路及び電気機械器具の合計においては、事業所数140箇所（製造業全体2,040箇所の約1割）、従業者数10,869人（製造業全体61,518人の約2割）の実績がある。また、京都市は、平成9年に世界初の地球温暖化対策に関する国際的な約束事「京都議定書」が採択された地域であり、平成16年には、全国で初めて地球温暖化対策に特化した条例として、「京都市地球温暖化対策条例」を制定している。この間、エネルギー消費量については、ピーク時である平成9年度から令和3年度までに約3割削減しており、また、1人1日当たりのごみ量では指定都市で最も少ない量（758グラム）を達成（令和3年度環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」）するなど、市民・事業者等の全ての主体が一体となり、環境・エネルギー分野の課題解決に取り組んできた実績がある。

さらに、京都市には、国立大学法人京都大学をはじめとした、環境・エネルギー分野における最先端の研究開発を進める大学・研究機関が豊富に立地している。加えて、地方独立行政法人京都市産業技術研究所、公益財団法人京都高度技術研究所や、京都市・京都府・経済界のオール京都体制で設立した「京都知恵産業創造の森」など、産学公連携等において豊富な実績を有する産業支援機関等も存在している。

京都市にとって、これらの企業集積、大学・研究機関及び産業支援機関等は、再生可能エネルギーや蓄電池、次世代デバイス・部素材、エネルギーマネジメントシステム、省エネ住宅・建築物等の環境・エネルギー分野において、地域経済牽引事業を創出・促進していくための不可欠な基盤であるとともに、本市が活かしていくべき特性である。本市では、これらの機関等と連携しながら、セルロースナノファイバー（紙の繊維から作られる、鉄の5倍の強さと軽さを併せ持つ新素材）等の新素材開発の支援や大学と中小企業のマッチング等にも取り組んでいる（令和5年度予算：グリーンイノベーション創出総合支援事業、42,800千円）。

環境・エネルギー分野での地域経済牽引事業を促進することにより、環境センシング・環境浄化から省エネルギーに係る材料・製品の開発や、再生可能エネルギー普及に係る機器製造等の事業展開を図ることができるなど、京都市の多様な分野における企業間取引の創出及び拡大につなげ、分野を越えた波及効果を生み出し、日本企業の高い技術力や良質な商品・サービスを求める海外諸国などの域外需要獲得につなげていく。

⑤京都市の医療・健康関連等の産業集積を活用したヘルスケア・ライフサイエンス分野

京都市の医療・健康関連産業は、令和3年経済センサスー活動調査によると、医療用機械器具・医療用品製造業の事業所数は44箇所（特別区を除く市町村順位4位）、従業者数は1,571人（特別区を除く市町村順位3位）、医薬品製造業の事業所数は17箇所（特別区を除く市町村順位7位）であり、ヘルスケア・ライフサイエンス分野における産業集積がある。また、伏見の清酒をはじめ、古来より酒造りが盛んな土地であり、その発酵技術にバイオテクノロジーが活用されるなど、バイオ関連や食品、研究試薬に関連する企業も存在している。さらに、病気を予防するヘルスケア製品や介護機器等の開発も進められており、これらに関連する企業も存在する。

加えて、京都市はiPS細胞研究で世界をリードしており、京都大学iPS細胞研究所等において、iPS細胞医療応用の加速化を進めている。厚生労働省が許可する細胞培養加工施設全国71箇所（令和5年7月31日時点）のうち国立大学法人京都大学、京都府立医科大学ほか計5箇所が立地している。また、京都大学医学部附属病院は、全国15箇所（令和5年4月10日時点）ある臨床研究中核病院の一つとして国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的な役割を担っており、京都市にはヘルスケア・ライフサイエンス分野における最先端の研究開発を進める大学・研究機関が豊富に立地している。

さらに、地方独立行政法人京都市産業技術研究所、公益財団法人京都高度技術研究所など、産学公連携等において豊富な実績を有する産業支援機関も存在している。

京都市にとって、これらの企業集積、大学・研究機関及び産業支援機関等は、医療、健康、福祉、介護等のヘルスケア・ライフサイエンス分野において、地域経済牽引事業を創出・促進していくための不可欠な基盤であるとともに、本市が活かしていくべき特性である。本市では、これらの機関等と連携しながら、ヘルスケア・ライフサイエンス分野での新産業創出等に取り組んでいる（令和5年度予算：ライフイノベーション創出支援事業、70,700千円）。

ヘルスケア・ライフサイエンス分野での地域経済牽引事業を促進することにより、革新的な医療技術開発や、疾病予防・健康増進を促進させる事業の拡大を図ることができるなど、京都市の多様な分野における企業間取引の創出及び拡大につなげ、分野を越えた波及効果を生み出し、日本企業の高い技術力や良質な商品・サービスを求める海外諸国などの域外需要獲得へつなげていく。

⑥京都市のコンテンツ関連の産業集積を活用したコンテンツ産業分野

京都市は、源氏物語や方丈記、世界最古のマンガとも称される「鳥獣人物戯画」などの多くの文学や能、狂言、歌舞伎、茶道、華道、香道など、千年以上にわたって良質な文化を生み出してきた土壌を有するほか、日本映画を支え続けている映画撮影所や、国内ゲーム機販売台数の6割以上を占めるゲーム関連企業（平成27年実績。平成29年7月メディア・ソフトの製作及び流通の実態に関する調査研究報告書及び企業ホームページより）などの特色ある企業が集積している。

また、京都市は総人口（146万人）の約1割に相当する学生（15万人）やマンガ等を専門

に学べる大学・専門学校を有し、さらに学生人口に占める芸術系学部生の割合は、全国平均（2.7%）の約2倍（5.1%）であるなど、コンテンツ関連産業を支える教育機関が集積している。加えて、京都市は伝統産業をはじめとした「ものづくり都市」であり、他産業と結びつきやすいコンテンツ産業の特性を活かした新たなビジネス展開を可能としている。

これらの地域特性を踏まえ、我が国初のマンガ文化の総合拠点として平成18年11月に開館した「京都国際マンガミュージアム」（学校法人京都精華大学との共同事業）には、これまで400万人以上が来館しているほか、平成24年からは、ビジネスマッチングや担い手育成等を目指した西日本最大規模の見本市「京都国際マンガ・アニメフェア」を毎年開催し、これまでに1,000種類以上の商品開発に成功するとともに、国内外から約4万人の参加者が訪れているといった実績がある。

京都市にとって、これらの地域特性、企業・教育機関の集積及び京都国際マンガミュージアムの存在等は、マンガ、アニメ、ゲーム等のコンテンツ関連産業などの分野において、地域経済牽引事業を創出・促進していくための不可欠な基盤であるとともに、本市が活かしていくべき特性であり、コンテンツの創造、ツールとしてのコンテンツの活用の2つの視点の下、新事業創出等に取り組んでいる（令和5年度予算：コンテンツ産業推進事業、69,000千円）。

また、京都府全域で、映像を核としたクロスメディア産業の育成と府内への波及を進めるため、産学公で設置した「京都クロスメディアパーク推進会議」のもと、拠点の整備、担い手育成、国際ネットワークの形成、府域に波及効果をもたらす事業を総合的に展開している（令和5年度予算：京都クロスメディアパーク整備事業、37,700千円）。

コンテンツ分野での地域経済牽引事業を促進することにより、マンガ家やクリエイター志望者の呼び込みや、伝統産業などの文化と融合した新商品開発を図ることができるなど、京都市の多様な分野における企業間取引の創出及び拡大につなげ、分野を越えた波及効果を生み出していく。また、京都市を舞台としたマンガ、アニメ等の作品を活用することで、海外諸国などの域外需要獲得につなげていく。

⑦京都市のソーシャルビジネスに取り組む人材を活用したまちづくり分野

京都市は、平成11年に「京都市基本構想」を策定し、歴史的風土や自然環境と調和した町並みの美しさを守ることや大量生産・大量消費・大量廃棄型の都市文明のあり方に対して、環境との調和をめざす持続可能な社会を目指すことを明記した。

また、明治維新後に市民が自ら寄付金を集め、小学校を設立し、小学校の運営や行政機能の一部を担った歴史的な背景が今も息づき、伝統行事の運営から門掃きまで幅広い市民主体の地域活動が活発に行われており、平成15年には指定都市初の「市民参加推進条例」を制定し、全国に先駆けて市民参加を推進してきた。さらに、平成20年から数値化されない価値の重要性について考えるシンポジウム「京都流議定書」が、企業主体によって毎年開催されている。このような背景から、農家を志す若者の就労支援、京都市の景観を形作る町家の再

生・活用の事業等、ソーシャルビジネスに取り組む事業者が152社存在し、他自治体の1～4事業者（平成27年度全国市長会への照会）に比べて突出して多く、企業の社会的な取組を推進する人材（ソーシャルビジネスに取り組む人材）が京都に集まり、それぞれの動きが活発である。

こうした中、京都市は平成26年に全国初の「京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター構想」を発表し、市民、企業、NPO、大学などの多様な組織や個人が社会課題の解決に挑戦することで、過度の効率性や競争原理とは異なる価値観を、日本はもとより、世界に広めようとしている。具体的には、推進機関として公益財団法人京都高度技術研究所内に「京都市ソーシャルイノベーション研究所」、通称「SILK（シルク）」を設置し（メンバー20名）、事業者への個別相談、イノベーション・キュレーター塾によるソーシャルビジネスの担い手育成、全国からソーシャルビジネスに関心を持つ自治体や企業が講座等へ参加・交流するサミットの開催（1,044名）、ソーシャルイノベーションに取り組む企業の「経営理念」を学ぶセミナーやツアーを提供（累計約74,800人）、社会的企業の誘致（15件）、指定都市唯一のソーシャルビジネスに関する認定制度である「これからの1,000年を紡ぐ企業認定」（34件）や認定企業に対する金融機関のファンドによる支援等に取り組んでいる（令和5年度予算額：18,400千円）。

また、京都市には、京都市ソーシャルイノベーション研究所のメンバー（20名）、同研究所の人材育成プログラム修了生（117名）に加え、ソーシャルビジネスに関するコースを設置している大学・短期大学が存在するなど、ソーシャルビジネスに取り組む人材が集積しているとともに、育成する基盤がある。

なお、最近では、世界の株式市場において、財務指標に表れない企業の見えない価値に着目し、「環境（E）」「社会（S）」「企業統治（G）」の3分野に取り組む企業を投資先として選ぶESG投資が広がっており、京都市における上記の取組を広げていくことで、京都企業への投資が進むことも期待されると同時に、市民のエシカル消費（環境に配慮された消費、人・社会に配慮された消費、地域に配慮された消費等）を促すなど、サプライチェーンに負担を掛けずに成長を目指す社会的企業の活動を更に推進し、雇用を創出することで持続可能な地域社会の構築につなげるといった好循環を生み出していくことで、ソーシャルビジネスに取り組む人材を活用したまちづくりを推進していく。

⑧京都市の飲料食品製造業の産業集積を活用した飲食料品分野

京都市は、地形的に三方を山地に囲まれている盆地であり、豊富な地下水に恵まれていることから、歴史的に清酒の製造が盛んであり、大手清酒製造会社が集積している。また、漬物や豆腐・油揚げなどの伝統的な食料品をはじめとする食料品製造業も盛んで、令和3年経済センサス活動調査によると、京都市の食料品製造業においては、事業所数570箇所（特別区を除く市町村順位2位）、従業者数10,484人（特別区を除く市町村順位8位）となっており、本市に強みがある産業となっている。加えて、食料品製造業における従業者数は本市製

造業の中で最も多く、雇用を支えるうえでも重要な産業である。

地方独立行政法人京都市産業技術研究所において、付加価値の高い日本酒製造に利用できる「京都酵母」を開発するとともに、醸造技術を活用した清涼飲料や製菓原料等の開発を行うなど、酒造業者や食品製造業者への支援に取り組んでいる。また、「京都酵母」の育種に活用したバイオ計測技術を応用し、研究開発用試験キット、計測デバイスの開発を行い、市内企業と共に製品化し、事業展開を支援するなど、飲食料品分野で培った技術を、バイオ関連産業の振興にも役立てている。

京都市は、人口146万人が暮らす都市であるとともに、国内外から多くの観光客が訪れる観光都市でもあり、域内における飲食料品の需要が高いことに加え、第二京阪国道、京都縦貫自動車道など広域交通網の結節点として多方面配送による域外需要の獲得にも適した地域である。

これらのことから飲料食品製造業の産業集積を活用した飲食料品分野の更なる充実を図り、地域経済の活性化に取り組んでいく。

⑨京都市の高速道路網等の交通インフラを活用した物流関連分野

京都市の交通インフラの整備状況は、市南部を東西に名神高速道路が横断し、南北に縦断している国道1号と第二京阪道路が京滋バイパスに結節しており、近畿地方の主要都市である、大阪市まで約40分、神戸市まで約55分でアクセスできるだけでなく、名古屋市まで約2時間と東海地方へのアクセスにも優れている。また、市西部には京都縦貫自動車道が整備されており、舞鶴港まで約1時間30分でアクセスできる等、京都府北部や北陸方面への交通利便性も高く、多方面への広域アクセスに適した地域となっている。

今後は、名神高速道路と第二京阪道路を接続する京都南ジャンクションの建設が予定されており、広域交通網の一層の充実が見込まれる。

京都市においても、第二京阪道路の鴨川東出入口から上鳥羽出入口間について、阪神高速道路株式会社とともに整備を行ってきた。また、京都市南部地域と東部地域を結ぶ新十条通（稲荷山トンネル）について、阪神高速道路株式会社から移管を受け、アクセス向上と周辺道路の渋滞緩和のため、通行料金を無償化するなど、広域道路網の充実に取り組んできている。

これらの充実した交通インフラに加え、市南部は製造業の産業集積が進み、物流関連産業への需要も多いことから、大手物流企業の本社をはじめ運輸業、郵便業が集積している。令和3年経済センサスー活動調査によると、京都市の運輸業、郵便業においては、事業所数1,149箇所（特別区を除く市町村順位11位）、従業者数32,329人（特別区を除く市町村順位10位）となっており、本市に強みがある産業となっている。また、令和3年の運輸業、郵便業の従業者数も3万人を超え、全産業の従業者数の約4%を占めており、雇用面においても重要な産業となっている。

物流関連産業では、近年、インターネット通販市場等の拡大に伴う、多品種、小ロットの

対応が求められていること、また、事業拡大や事業運営の効率向上のため、商品保管機能や輸配送機能の高度化が求められている。こうした中、先進的物流施設への需要が高まっており、物流事業者および荷主企業の積極的な物流機能強化がみられ、大量の配送物を短期間で処理するための物流施設や保管・流通加工機能を備えた最新技術を用いた物流施設等の需要が増加している。

そこで、本市の充実した交通インフラを活用し、製造業とも密接に関わりのある物流関連産業の振興により、各分野の産業との相乗効果を発揮させ、地域経済全体の活性化を図る。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を活かして各種分野における地域経済牽引事業を促進していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国の支援策等の活用も図りつつ、引き続き中小企業を主とする地域の企業の経済基盤強化や新事業展開、成長分野への参入支援等の施策・事業を積極的に推進する。

(2) 制度の整備に関する事項

①企業立地促進助成

- ・ 賃貸用事業施設等立地促進制度補助金

市内に不足している大規模テナントオフィスビルやレンタルラボ施設の建設を支援し、当該施設の立地を促進する。

- ・ 企業立地促進制度補助金

製造業等における本社・工場等新增設等支援制度の補助対象事業や加算対象地域の追加及び公的インキュベーション施設等からの市内移転企業への補助要件の緩和、市内初進出支援制度における補助上限額の拡大等、補助制度を充実させることにより、企業の市内への立地を促進する。

- ・ 新事業創出型事業施設活用推進補助金／京都市ベンチャー企業等ステップアップ事業補助金

公的インキュベーション施設の入居者や同施設を退去し移転する場合の賃料補助を通して、大学の研究成果の事業化やベンチャー企業の育成、第二創業支援に取り組み、市内企業の市外流出防止・市内立地を促進する。

【令和5年度予算：526,650千円】

②産業用地創出促進制度

向島国道1号周辺エリアにおいて、道路整備を実施する場合にその整備に係る費用等

の一部を補助する「産業用地創出促進制度」の創設など、地域経済を牽引する事業の用に供する施設の立地を促進している。

③企業育成支援

- ・未来創造型企業支援プロジェクト

次代の京都市経済を担う企業の発掘・育成を図る「京都市ベンチャー企業目利き委員会」を核に、企業の更なる発展を加速させる。

【令和5年度予算：7,839千円】

- ・中小企業パワーアッププロジェクト

経営革新により持続的な成長が期待される企業への「オスカー認定」を核に、企業の更なる発展を加速させる。

【令和5年度予算：11,500千円】

- ・京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター創造事業の推進

農家を志す若者の就農支援や、すべてのひとが親しめる伝統産業製品の開発・販売など、ビジネスの手法で様々な社会的課題の解決を図ろうとする企業（社会的企業）に対し、認定制度（これからの1000年を紡ぐ企業認定制度）の運用による社会的信用の付与や京都市ソーシャルイノベーション研究所を核とした産学官金の連携による各種サポート策の充実を図る。

【令和5年度予算：18,400千円】

- ・地域企業「担い手交流」実践プログラム

主に大企業在籍者が、中小企業などへ一定期間出向又は移籍することで企業間の人材交流を活性化させ、地域企業の担い手育成、組織の活性化、企業間連携の強化などを促進する。

【令和5年度予算：17,000千円】

- ・地域企業インターンシップ促進プロジェクト

学生が短期間で複数の地域企業を訪問するプログラムやインターンシップの活用方法をテーマにした企業向けセミナー等を実施することで、地域企業におけるインターンシップの活用を促進する。

【令和5年度予算：10,000千円】

- ・地域企業事業継続力強化支援事業

京都商工会議所と共同し、地域企業のレジリエンスを高めるBCP策定等を支援することで、災害時における小規模企業の事業活動の継続を図る。

【令和5年度予算：7,200千円】

- ・事業承継に係る後継者支援事業

事業承継に係る後継者支援のために府市協調で創設した融資制度について、金融機関に対して預託を行い、また、京都市・京都府・京都信用保証協会の連携により信用保

証料を引き下げ、中小事業者等の事業承継を支援する。

【令和5年度予算：事業承継に係る融資制度預託金…150,000,000千円の内数
信用保証料補助…2,000千円】

・中小企業経営支援体制の強化

総勢64名の経営支援員が市内5箇所の相談窓口（京都商工会議所各ビジネスサポートデスク（経済センター・洛北・洛南・洛西）、京北商工会）等において、様々なニーズにワンストップで応えるきめ細やかな経営相談を展開する。また、京北地域における農商工連携、体験観光、ソーシャルビジネス等の新事業創出や地域連携について支援する。

【令和5年度予算：71,800千円】

・中小企業事業承継支援体制の強化

事業承継に係る潜在的な相談ニーズを掘り起こし、小規模事業者の円滑な事業承継を図るため、京都商工会議所「京都府事業承継・引継ぎ支援センター」に経営支援員1名を配置し、事業承継支援体制の強化を図る。

【令和5年度予算：7,200千円】

・中小企業創業・経営支援事業

京都商工会議所において、経営状態が厳しい中小企業者に対し、商工調停士等が倒産防止の対応策等を講じる経営安定特別相談事業を実施する。また、中小企業診断士を始め、税理士、金融機関、起業家等を講師に招き、創業に関するセミナーを開催する。

【令和5年度予算：3,900千円】

・京都中小企業担い手確保・定着支援事業

地域企業の担い手確保・定着や若者の地域企業への就職を支援するため、京都市わかもの就職支援センターを拠点として、地域企業の魅力発信や学生等と企業との交流促進、企業向けの採用力向上セミナー等を実施する。

【令和5年度予算：64,601千円】

・京都スタートアップ・エコシステム推進プロジェクト～「スタートアップの都・京都」を目指して～

令和2年7月「グローバル拠点都市」の選定を契機に、オール京都及び京阪神間での連携を強化し、京都におけるスタートアップの発掘・育成・支援や国内外への発信に、より一層取り組むことで、社会課題解決に取り組むスタートアップの創出及び集積を促進し、都市の活力が創造され、市民生活の豊かさがもたらされる「スタートアップの都・京都」を目指す。

【令和5年度予算：41,900千円】

・融資制度預託金（中小企業の脱炭素化支援）

温室効果ガスの排出量削減及びカーボンニュートラルの達成に取り組む中小企業者等に対して、必要な資金を長期・低利で融通することにより、中小企業者等の脱炭素経

営への転換を支援する。

【令和5年度予算：150,000,000千円の内数】

・中小事業者の高効率機器導入促進事業

令和4年度から実施している準特定事業者（床面積1,000㎡以上）を対象とする「エネルギー消費量等報告書制度」では、同制度に基づく本市からの助言等の中で、省エネ行動や省エネ機器への更新を提案している。

令和5年度から事業者の省エネ改修を後押しするため、国の交付金を活用し、高効率機器（空調、換気、照明、給湯設備）の導入費用を補助することにより、中小事業者の省エネを促進する。

【令和5年度予算：32,000千円】

④グリーンイノベーション創出総合支援事業

グリーン（環境・エネルギー）産業の創出を図るため、技術開発・製品開発に向けた産学又は企業間の橋渡しを行う体制を整備し、産学公連携によるプロジェクトの形成を進めるとともに、グリーン企業の販路開拓に向けた情報発信などの支援を行う。

【令和5年度予算：42,800千円】

⑤ライフイノベーション創出支援事業

京都大学医学部附属病院の構内に設置した「京都市ライフイノベーション創出支援センター」を拠点として、専門のコーディネータを配置し、「次世代医療」、「健康・福祉・介護」等の分野を中心に、医学・工学・薬学の有望な研究成果の発掘や、研究者と地域企業を結ぶ産学連携コーディネート活動や、伴走支援による起業家の育成を行っている。また、市内の大学研究者及び市内に事業所を有する中小・ベンチャー企業を対象に、新たな医療機器や医薬品等、革新的な医療技術に関する研究開発への助成事業を実施し、研究開発支援を実施している。

【令和5年度予算：70,700千円】

⑥コンテンツ産業推進事業

マンガ・アニメ・ゲームなど今後も成長が見込まれるコンテンツ産業に関する地域資源を活用し、京都におけるコンテンツ市場の拡大を図る。

【令和5年度予算：69,000千円】

⑦デジタル化・DXの推進

経済団体等と連携しながら、専門家による経営課題、業務課題の分析から、課題解決に向けた最適なITツールの選定、導入までを支援するとともに、デジタル化の好事例を中小企業に発信し、支援効果が最大限波及するよう取り組むことで、着実に中小企業のデジ

タル化を推進する。

また、業界団体、大学、金融機関、産業支援機関等との連携により、D Xや経営に関する知識・スキルの習得から、各企業の個別の状況に合わせたD Xプランの策定方法の指導、システムの要件定義の仕方の指導、D X人材の社内での機能的な活用法の助言を実施し、中小企業のD Xを一層推進する。

【令和5年度予算：182,211千円】

⑧観光振興・MICE誘致の推進

外国人観光客の本格的な回復が見込まれる中、京都観光行動基準（京都観光モラル）や観光マナーの周知啓発、インバウンド受入環境の再整備やプロモーションの実施等に取り組み、地域経済の活性化を図るとともに、市民生活と調和した持続可能な観光を推進する。

【令和5年度予算：51,000千円】

M I C E開催による市内への経済効果や宿泊税の増収、地域貢献効果を一層加速させるため、S D G sに貢献するM I C Eの開催・誘致に取り組み、サステナブルなM I C E都市の実現を目指す。

【令和5年度予算：31,000千円】

⑨地方創生関連施策

政府が進める「デジタル田園都市国家構想」を地域から牽引するため、新たなネットワークの創出やオープンイノベーション、産学公連携、異業種交流等を通じて、地域経済を支える産業人材の育成を目指す。

また、京都独自の持続的経営モデルの実践や、次代の産業の担い手の総合的な育成事業を図ることとしており、中小企業庁所管の中小企業大学校と連携し、中小企業の人づくりに向けた専門研修等の充実に向け、取り組んでいる。

そのため、平成30年度以降、地方創生推進交付金（現：デジタル田園都市国家構想交付金）を活用し、「京都経済センター」において、官民連携により、中小企業の人材育成等人づくりの総合的な支援や中小企業の育成を行っており、令和5年度以降も、引き続き様々な事業を実施していく。

上記の支援を行うことで、能力の高い人材が域内に供給され、企業の生産性が向上するとともに、新たな事業を行う企業や起業が増加し、雇用の増加や取引を行う企業の売上増加が見込まれるため、京都市の伝統産業・先端産業等製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野の付加価値向上につなげる。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

「京都市高度情報化推進のための基本方針」（平成28年9月策定）を継承・発展させた

「京都市DX推進のための基本方針」（令和4年1月策定）を指針として、あらゆる種類の京都市保有データのオープンデータ化を進め、またその利活用を推進することにより、事業者等による社会課題の解決や、新たなサービス、イノベーションの創出に繋げる。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

京都府商工労働観光部内、京都市産業観光局内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、本市関連部署等を含めた内部検討を行ったうえで適切に対応する。

（５）その他の事業環境整備に関する事項

①スタートアップへの支援

- ・京都スタートアップ・エコシステム推進プロジェクト～「スタートアップの都・京都」を目指して～

令和2年7月「グローバル拠点都市」の選定を契機に、オール京都及び京阪神間での連携を強化し、京都におけるスタートアップの発掘・育成・支援や国内外への発信に、より一層取り組むことで、社会課題解決に取り組むスタートアップの創出及び集積を促進し、都市の活力が創造され、市民生活の豊かさがもたらされる「スタートアップの都・京都」を目指す。

【令和5年度予算：41,900千円】

②人材確保に向けた支援

- ・地域企業「担い手交流」実践プログラム

主に大企業在籍者が、中小企業などへ一定期間出向又は移籍することで企業間の人材交流を活性化させ、地域企業の担い手育成、組織の活性化、企業間連携の強化などを促進する。

【令和5年度予算：17,000千円】

- ・地域企業インターンシップ促進プロジェクト

学生が短期間で複数の地域企業を訪問するプログラムやインターンシップの活用方法をテーマにした企業向けセミナー等を実施することで、地域企業におけるインターンシップの活用を促進する。

【令和5年度予算：10,000千円】

- ・京都中小企業担い手確保・定着支援事業

地域企業の担い手確保・定着や若者の地域企業への就職を支援するため、京都市わかもの就職支援センターを拠点として、地域企業の魅力発信や学生等と企業との交流促進、企業向けの採用力向上セミナー等を実施する。

【令和5年度予算：64,601千円】

③産業用地の確保に向けた支援

・産業用地創出促進制度

向島国道 1 号周辺エリアにおいて、道路整備を実施する場合にその整備に係る費用等の一部を補助する「産業用地創出促進制度」の創設など、地域経済を牽引する事業の用に供する施設の立地を促進している。

④G X の促進支援

・融資制度預託金（中小企業の脱炭素化支援）

温室効果ガスの排出量削減及びカーボンニュートラルの達成に取り組む中小企業者等に対して、必要な資金を長期・低利で融通することにより、中小企業者等の脱炭素経営への転換を支援する。

【令和 5 年度予算：150,000,000 千円の内数】

・中小事業者の高効率機器導入促進事業

令和 4 年度から実施している準特定事業者（床面積 1,000 m²以上）を対象とする「エネルギー消費量等報告書制度」では、同制度に基づく本市からの助言等の中で、省エネ行動や省エネ機器への更新を提案している。

令和 5 年度から事業者の省エネ改修を後押しするため、国の交付金を活用し、高効率機器（空調、換気、照明、給湯設備）の導入費用を補助することにより、中小事業者の省エネを促進する。

【令和 5 年度予算：32,000 千円】

・グリーンイノベーション創出総合支援事業

グリーン（環境・エネルギー）産業の創出を図るため、技術開発・製品開発に向けた産学又は企業間の橋渡しを行う体制を整備し、産学公連携によるプロジェクトの形成を進めるとともに、グリーン企業の販路開拓に向けた情報発信などの支援を行う。

【令和 5 年度予算：42,800 千円】

⑤D X の促進支援

・デジタル化・D X の推進

経済団体等と連携しながら、専門家による経営課題、業務課題の分析から、課題解決に向けた最適な I T ツールの選定、導入までを支援するとともに、デジタル化の好事例を中小企業に発信し、支援効果が最大限波及するよう取り組むことで、着実に中小企業のデジタル化を推進する。

また、業界団体、大学、金融機関、産業支援機関等との連携により、D X や経営に関する知識・スキルの習得から、各企業の個別の状況に合わせた D X プランの策定方法の指導、システムの要件定義の仕方の指導、D X 人材の社内での機能的な活用法の助言を実施し、中小企業の D X を一層推進する。

【令和5年度予算：182,211千円】

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度(初年度)	令和7年度～令和9年度	令和10年度(最終年度)
【制度の整備】			
①企業立地促進助成	実施	実施	実施
②産業用地創出促進制度	実施	実施	実施
③企業育成支援	実施	実施	実施
④グリーンイノベーション創出総合支援事業	実施	実施	実施
⑤ライフイノベーション創出支援事業	実施	実施	実施
⑥コンテンツ産業推進事業	実施	実施	実施
⑦デジタル化・DXの推進	実施	実施	実施
⑧観光振興・MICE誘致の推進	実施	実施	実施
⑨地方創生関連施策	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備(公共データの民間公開等)】			
①公共データの公開、利活用の促進	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談窓口の設置	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域が一体となって地域経済牽引事業を促進していくため、本市における公設試験研究機関である地方独立行政法人京都市産業技術研究所や、産業支援機関である公益財団法人京都高度技術研究所、京都府中小企業技術センター、さらに京都商工会議所などの様々な支援機関が十分に連携して効果的な支援活動を展開し、その効果を最大化していくことが重要である。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①地方独立行政法人京都市産業技術研究所

研究開発や製造工程の改善等で直面する課題や問題を解決、新商品や新技術の創出など、得意技術や専門的知見、さらには高度な研究開発機器を活用して技術面から企業を支援している。

②公益財団法人京都高度技術研究所

次代の京都経済を担う ICT、ライフサイエンス、環境等の諸分野で産学公連携による研究開発や事業化を推進するとともに、ベンチャー・中小企業に対して販路開拓、専門家派遣、競争的資金獲得など、様々な支援を行っている。

③京都府中小企業技術センター

本推進地域を含め京都府全域を対象に、技術相談・依頼試験・機器貸付をはじめとした技術支援、研究会・セミナーによる担い手の育成、企業のニーズに応えた研究開発や産学公連携の推進、企業に役立つ技術情報の発信を業務の柱として、企業への支援を行っている。

④京都商工会議所

京都市に事業所を置く企業が運営しており、会員企業は 12,000 社となっている。中小企業の経営基盤の強化や担い手育成、事業継承、創業支援等に取り組むほか、平成 16 年から京都に関する知識を検定する「京都観光・文化検定試験」を実施し、毎年全国から多くの受験者が受験することで、京都の商工業の振興と地域社会の発展に大きな役割を果たしている。

⑤一般社団法人京都知恵産業創造の森

京都府、京都市、京都商工会議所、公益社団法人京都工業会が中心となって設立し、多数の経済団体や支援機関等が集結する「京都経済センター」を核として、スタートアップの創出及び成長支援、産学公連携、多様な主体との連携による効果的な産業人材育成、交流と協働の促進に向けた取組を推進している。

⑥京北商工会

平成 17 年に合併した旧京北町の区域に位置しており、会員企業は 227 社となっている（令和 4 年度末現在）。過疎化の進む地域において、小規模事業者の経営相談、創業・第二創業・事業承継や六次産業化・農商工連携の支援に取り組んでいるほか、地域の魅力発信や産業振興にも取り組む等、地域産業の核としての機能を果たしている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

「京都市地球温暖化対策条例」及び「京都市地球温暖化対策計画<2021-2030>」等に基づき、脱炭素社会の実現に向けて、市民、事業者ぐるみで温室効果ガスの削減に向けた取組を進めている。

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないように配慮し、環境関係法令の順守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行うとともに、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなど、事業活動において環境保全への配慮や地域社会との調和を図るよう促し、必要な対応等を求めていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、必要に応じて説明会等を実施するなど、事業活動等が住民をはじめとする様々な関係者の理解を得ていくための取組を進める。

さらに、以上のような環境に加え、社会、企業統治の観点に配慮した経営をしていることが望ましい。

(2) 安全な住民生活の保全

京都市では、平成 11 年に制定した「京都市生活安全条例」に基づき、市民、事業者等と連携して地域における防犯活動等の推進に努めている。また、平成 26 年には、京都府警等との連携の下、京都ならではの人間力、地域力を活かした「世界一安心・安全おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」を展開し、安心して生活、滞在できる安全な地域社会に向けて取組を進めている。

また、京都府では、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」を制定し、市町村、府民、事業者等と連携した犯罪のない安心・安全なまちづくりに向けた府民運動を推進している。

これらの条例の趣旨を踏まえ、事故・犯罪の防止や、地域の安心・安全を守るため、地域の状況に応じて、府、市、事業者などがそれぞれの役割において、次の取組などについても、各警察署等と連携しながら努めるものとする。

・防犯設備の整備

促進区域における地域住民及び来訪客の犯罪被害を未然に防止するため、防犯カメラの設置や街灯の LED 化等の照明設備の充実を図る。

・防犯に配慮した施設の整備・管理

「道路、公園、駐車場等の安全の確保に関する指針」（京都府策定）等に基づき、道路、公園、駐車場、工場等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するなどの防犯性の高い環境を整備するほか、夜間において公共空間や空地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底する。

・従業員等に対する防犯指導

従業員等に対して、法令の遵守や犯罪被害の未然防止について指導すると共に、警察から提供される防犯情報を活用して、従業員等に対する注意喚起に努める。また来日外国人等の従業員等がある場合には、当該外国人に対し、日本の法制度や事件事故遭遇時の通報要領について指導する。

- ・地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等への参加、必要な物品・場所等を提供するなどの協力を行う。

- ・不法就労の防止

来日外国人等を雇用しようとする際には、在留カード等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど必要な措置をとる。

- ・地域住民との協働

地域経済牽引事業を実施するに当たっては、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保の観点から、地域住民の意見を聴取するよう努め、地域住民と連携した活動を展開する。

- ・交通安全対策

促進区域の交通の安全と円滑化を図るため、駐車需要を充足する施設を建設し、周辺の道路整備等に当たっては、本計画の初期段階から警察等関係機関との十分な調整を図り、安全な道路交通環境を整備する。

また、日頃から従業員等の交通安全教育及び安全運転管理を徹底し、交通事故防止を図る。

- ・防犯に配慮した住宅の整備

従業員等用の共同住宅を整備する場合は、「共同住宅における犯罪の防止に関する指針」（京都府策定）に基づき、防犯に配慮するものとする。

- ・職域防犯対策の推進

防犯団体を結成し、警察からの助言や企業間の情報交換等を通じて、職域全体の防犯意識の高揚や防犯技能の向上を図りながら、防犯 CSR など自主的な防犯活動を進める。

- ・警察への連絡体制整備等

犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制を整備する。また、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保のため、警察活動に協力する。

- ・警察活動への支援

地域経済牽引事業の実施に伴い、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保のために、新たに必要となる警察活動や警察施設に対する行政支援をする。

(3) その他

毎年度の終了後、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業効果の見直しの検討を行い、本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(農地及び市街化調整区域の範囲)

重点促進区域内においては、次のとおり農地及び市街化調整区域が存在するため、これらの区域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【農地】※別紙 1

【市街化調整区域】※別紙 2

(地域内における公共施設整備の状況)

本区域は、区域中央を縦断する国道 1 号にアクセス可能な道路が東西に横断していることから、同道路を活用し、地域経済牽引事業を実施する場合は、新たに大規模な公共施設整備は必要としない。

電気は区域中央を縦断する国道 1 号及び東西に横断する道路まで引き込まれている。また、上水道については、エリア内を東西に横断している道路内には整備済みである。ガス及び下水道については、整備されていない。

なお、道路に面していない区域や電気・ガス・下水道が整備されていない等、インフラが未整備の箇所において地域経済牽引事業を実施する場合は、事業者において整備することとする。

(地域内の遊休地等の状況)

重点促進区域内においては、産業用途に活用できる遊休地等は存在していない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

(他計画との調和等)

農地及び市街化調整区域として重点促進区域に設定された土地については、「4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域」に記載のとおり他計画において方針が示されている。

本計画において、本区域では「京都市の伝統産業・先端産業等の製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野」、「京都市の ICT 関連の産業集積を活用したデジタル・DX 分野」、「京都市のグリーン産業の産業集積を活用した環境・エネルギー分野」、「京都市の医療・健康関連等の産業集積を活用したヘルスケア・ライフサイエンス分野」、「飲料食品製造業の産業集積を活用した飲食料品分野」及び「京都市の高速道路網等の交通インフラを活用した物流関連分野」における地域経済牽引事業を見込んでいるが、本事業は京都市都市計画マスタ

ープランに掲げている、市街化調整区における産業用地の維持、創出など、地域の将来像の実現にふさわしい土地利用の誘導などの方針と合致するものである。

また、京都農業振興地域整備計画書において、土地利用の構想として、新たな市街地の形成に当たっては、農地との調和を図りつつ、秩序ある土地利用を進めることとしている。なお、重点促進区域については、全域が農業振興地域外であることから、京都農業振興地域整備計画書において、農業上の利用を図るべき区域として設定した農用地区域は含まれていない。

このように、本計画は他計画との調和が図れたものである。

(関連計画における記載等)

【京都市都市計画マスタープラン】

市街化調整区域について、無秩序な開発を防止することを前提に、既存集落をはじめとする地域の定住人口の確保や、産業用地を維持し、創出するなど、地域の将来像の実現にふさわしい土地利用の誘導を図ることとしている。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域においては、遊休地を含め工場適地や業務用地を優先して設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、以下の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

本区域は農用地区域を含まない。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本区域には、集团的農地がある。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるとともに、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じないようにすることや、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の達成に対しても支障が生じないよう十分配慮するなど、農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において、地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合には、個別の施設について計画する事業内容に基づき、立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小

限の面積をその用に供することとする。将来的な開発を見越して必要以上の面積規模を確保することは避けることとする。

④面的整備を実施した地域を含まないこと

重点促進区域においては、既に、圃場整備事業が完了した区域が含まれるが、今後、当該事業の対象農地になった場合も、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して 8 年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

本制度を活用した市街化調整区域における農地法及び農振法に係るもの以外の土地利用調整は行わないこととし、本区域においては、周辺の市街化を促進する恐れがないことを前提に、地区計画を設定・適用し、適正な立地誘導を図ることとする。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和 10 年度末日までとする。なお、「京都市地域未来投資促進基本計画」に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 11 条第 3 項の規定による同意（同法第 12 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び同法第 13 条第 4 項の規定による承認（同法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。